

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
1-1	<p>東京の農地は市街化区域内農地の割合が非常に多い。平成21年度の税制改正で、市街化区域以外の農地については相続税納税猶予制度適用農地の貸借が認められたが、市街化区域内農地については認められなかった。そのような中で東京では農地の貸借ができないところも多く、例えば企業的農業、農業法人化を目指す方たちのハードルにもなっている。</p> <p>税制について、農地保全につながるよう財務省・国土交通省等関係省庁を交えてどのように検討されているのか、伺う。</p>	<p>市街化区域内の農地は都市計画法上「市街化を図るべき区域」とされており、市街化区域内の農地を他の農地と同様に取扱うためには、土地利用制度の中で、農地として存続すべきものとしてきちんと位置付けることが必要です。都市計画を所管する国土交通省等と連携し、今後も検討してまいります。</p>
1-2	<p>林業の分野で問題となっているのは木材価格の低迷であり、東京の原木市場である多摩木材センターでは1立方メートル当たりスギが8～9000円、ヒノキが1万2000円程度であり、これでは林業経営者のメリットにもならず、動機付けにもならない。木材供給について、林野庁は間伐への補助事業による供給を行っているが、間伐は何回かやれば木がなくなってしまう。木の循環のためにも林業は50年、100年といった長い視点で取り組むことが重要であり、プランにはそのような観点をに入れていただきたいが、見解を伺う。</p>	<p>「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要であるとの認識に立ち、</p> <p>① 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現する ② 森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承することとしております。</p> <p>プランに掲げられた施策の実施を通じ、林業の成長産業化を実現するとともに、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ってまいりたいと考えております。</p>
1-3	<p>東京の森林は島を除くと5万2000haほどと全国で一番面積が小さい。一方で、非常に傾斜が急である。また、60%が人工林である。林野庁はいろいろな補助事業を全国一律で実施しているが、これらも勘案して、その地域に即した政策の展開をお願いしたいが、見解を伺う。</p>	<p>林業専用道整備等の補助率については、平成5年度から、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を考慮して、2分の1を基本に恒久化されたことや、近年における国の財政状況等から引き上げることは困難と考えており、市町村毎に優先すべき施策が異なる等の事情もあると思料いたしますが、地方債などの地方財政支援措置も活用しつつ整備を推進していただきたいと考えております。</p> <p>なお、林道規程34条では、「この規程により難い事由がある場合には、林野庁長官の承認を受けて、この規程によらないことができる」とされおり、規格・構造を変更したいなど具体的な事案があれば、個別路線ごとに林野庁にご相談ください。</p> <p>また、森林の多面的機能の維持・増進のため、急傾斜地等で間伐材の搬出が困難な箇所についても必要な森林整備ができるよう、平成26年度予算においては、伐り捨て間伐の支援対象の拡大（5齢級以下から7齢級以下へ）を図ることとしています。</p>
1-4	<p>いろいろな国の政策間で整合性を取っていただきたい。例えば認定農業者は法律で認定された人だが、人・農地プランの対象になる人は認定農業者以外の人も含まれ、事業の要綱で実施されているなど、屋上屋のような形も出ている。法律で認定された優先順位など整理していただきたいが、政策間の整合性について見解を伺う。</p>	<p>認定農業者は本人の意思に基づいて認定を受けた者であるのに対し、人・農地プランの中心経営体は地域の話合いで選ばれた者であるという相違はあるものの、基本的には双方とも今後の地域農業を支えていく農業者です。</p> <p>このため、人・農地プランの中で中心経営体になった農業者が経営改善計画の認定を申請した場合には配慮を行うよう市町村に通知しているところであり、中心経営体については認定農業者になるよう市町村に働きかけを行っていただいているところです。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
1-5	<p>農業・農地の重要性について、農林水産省の検討会や国土交通省の審議会で議論されているが、今後の都市農業振興に対する見解を伺う。</p>	<p>都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等の多様な役割を果たしており、農林水産省、国土交通省で協力して都市農業の振興・都市農地の多様な機能の維持・増進等の取組に対応していくことが必要と考えているところです。</p>
1-6	<p>市街化区域ばかりでなく東京の農業振興地域では、高速道路のインターチェンジなどができるとその周辺は商業地域にしたいという考え方が地方自治体にはある。しかし、国土交通省の中間報告では、今後人口が減少して都市インフラ整備がそこまで必要なのかということも出ている。土地の利用、都市計画との調整について、農林水産省と国土交通省でしっかりと調整をしていただきたい。</p>	<p>農地は、食料供給や国土の保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている、国内の限りある資源であり、優良農地を確保し、それをフル活用していくことが重要です。 東京都等の都市部における農地は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等の多様な役割を果たすことが期待されているところです。 農林水産省としては、農地を含む都市的開発について、農業振興地域制度と都市計画制度の両制度の整合が図られるよう調整に努めているところであり、国土交通省とも連携しながら、今後とも優良農地を確保するという基本的な考え方に立って、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>
1-7	<p>東京の島しょ地域は漁場として非常に良く、東京の水産業者だけでなく他県や外国からも漁業船が入ってきている。水産資源を枯渇させずに適切に管理していくには、漁獲量について、各県や各国との調整を国に入っただいて仕切り、指導をしていただく必要があると考えるが、見解を伺う。</p>	<p>国内の漁業については、漁業許可やTAC制度等の公的管理に加え、資源管理・収入安定対策の下での計画的な資源管理を推進しているところであり、漁業調整についても国として今後ともしっかり対応してまいります。 また、我が国EEZで許可を得て操業する外国漁船には操業可能水域を定めるとともに漁獲量を割り当て管理しているところです。 今後とも海上保安庁との協力・連携を密にして、我が国漁船や外国漁船の適切な取締りを実施してまいります。 なお、広域にまたがる漁業資源は、地域漁業管理機関など国際的な枠組みの中で、管理に取り組んでおり、今後も引き続き、保存管理措置が適切に設定されるよう、関係国等と連携・協力してまいります。</p>
1-8	<p>島しょ地域の農業は効率性というよりも生業になっている。島しょ地域のような特殊な地域については、定住や基盤整備などの視点で施策を構築していただきたいが、今後の島しょ地域の農業振興に対する見解を伺う。</p>	<p>離島地域は、その置かれた現状が引き続き大変厳しいものである一方で、我が国の産業・経済活動はもとより、地域社会の形成により多面的な機能を発揮している重要な地域であると認識しています。 このような状況を踏まえ、農林水産省としては、 ① 離島における農業基盤整備については、他の地域より補助率を嵩上げ(内地50%、離島55%等(平成25年度に、水利施設整備事業を4地区で実施)) ② 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金において、農山漁村における定住・交流等を促進するため、生産基盤、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援 ③ 農業生産条件の不利益補正をねらいとする中山間地域等直接支払の対象に離島の平地等に加え、離島の農業者への支援を充実(10a当たり畑11,500円等) などを行っているところです。今後とも、関係省庁と緊密に連携しつつ、離島における農林水産業の振興に努めてまいります。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
1-9	<p>東京都では花粉発生源対策として今あるスギ林、ヒノキ林を切り、財にして売り出し、補植するという森林循環の取組を行っている。主伐についても補助をしていかないとどうしようもない状況である。林野庁は間伐等についてはいろいろ補助事業を実施しているが現在の木材価格の状況を踏まえて主伐への補助事業まで一歩踏み込んだ施策を構築していただくことが必要と考えるが、見解を伺う。</p>	<p>森林整備事業においては、帯状やモザイク状の小面積の主伐を行う「更新伐」に対して、国と都道府県を合わせて7割を補助しています。</p> <p>さらに、条件不利地等であって、森林所有者の自助努力によっては更新伐の実施が困難な森林に関して、森林所有者と協定を締結した上で市町村等が更新伐を行う場合には、環境林整備事業の公的森林整備により、実質的な補助率が最大98%となりうる措置を行っています。</p>
2-1	<p>消費者は食品が安全かつ安定的に供給されることを願っている。安定供給という面では、国内で生産されることが大切である。しかし、自給率が下がっていく傾向の中、どのように国内の生産力を高めていくのか、見解を伺う。</p>	<p>農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大等が進展する中で、国内農業の強化と農村の活性化を図っていくことは、TPP交渉いかにかわらず、待ったなしの課題です。</p> <p>このため、官邸の「農林水産業・地域の活力創造本部」や省内の「攻めの農林水産業推進本部」において、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として施策の具体化を進め、昨年12月10日に今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめたところ。</p> <p>プランに盛り込まれた、</p>
2-2	<p>所得倍増の関係で、工業関係では海外に拠点を移しながら収益を図っていく傾向がある。農業もその方向となると、日本の企業が海外に拠点を移したりする形で収益を図りながら、全体での所得増という形になる可能性を懸念するが、どのようにして所得倍増を図るのか、見解を伺う。</p>	<p>①国内外の需要フロンティアの拡大、 ②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、 ③農地中間管理機構を通じた農地の集約化や、経営所得安定対策と水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の見直しなどの生産現場の強化、 ④農山漁村を将来世代に継承するための多面的機能の維持・発揮を図る取組</p> <p>の4つの柱を軸に政策を再構築し、施策の総動員により、農業・農村全体の所得を倍増させることを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていきたいと考えています。</p> <p>本年は、このプランに基づく「攻めの農林水産業実行元年」です。まずは、平成25年度補正予算と平成26年度当初予算に盛り込まれている施策について、できるものから前倒しし、施策の具体化に取り組んでまいります。</p>
2-3	<p>TPP交渉の影響に対し、プランや来年度以降の事業によりどのように国内の農業力を高めていくのか、見解を伺う。</p>	<p>また、今般、本プランの基本方向を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに着手したところ。基本計画は、今後10年の農政の中長期的なビジョンを示すものであり、今回の見直しでは、これまでの施策を検証しつつ、食料自給率目標の取扱いや、食料自給力の位置づけ、農業・農村の所得倍増目標に向けた道筋、農業構造の展望と具体的な経営発展の姿などについて検討を深めたいと考えています。</p> <p>なお、「農業・農村の所得倍増目標」の「所得」には、農業生産に由来する所得だけではなく、例えば、高齢者など農業からリタイヤされる方々が、6次産業化が進展する中で、地域に生まれた新たな就業の場で軽作業など多様な役割を担っていたり、そこで所得を得る際の「所得」などを含む、地域で捉えた幅広いものとなっています。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
2-4	<p>「美しい農村再生」の関係で、景観の保持は非常に重要であるが、そのための担い手の確保も非常に重要である。中山間地の厳しい農業状況の中、どのように美しい農村再生を行うのか。また、農業は技術継承、文化継承としても大切である。これらも加味されたプランであるのか、合わせて見解を伺う。</p>	<p>高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図ることは重要な課題です。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、「産業政策」のみならず「地域政策」の両者を車の両輪として取り組むこととしており、「地域政策」として、①農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための多面的機能支払の創設、②我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承するための農山漁村の活性化に向けた政策の展開方向を示しています。(プランⅢ4、5)</p> <p>（なお、平成26年度当初予算においては、新規事業として、棚田や疏水等の有する景観や伝統等に着目し、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動づくり・体制整備等や地域産品のブランド化等の地域活性化に向けた取組等のソフト活動と、合わせて必要となるハード整備の両面から支援する、「美しい農村再生支援事業」を要求し、概算決定したところです。</p>
2-5	<p>地球温暖化の影響について、国連の政府間パネルで天候異常の可能性が非常に高くなるというような報告が入っている。こうした、可能性が非常に高い地球温暖化の農業に対する影響に、どのように対応していくのか伺う。</p>	<p>近年、水稻の登熟期の高温による米の白濁化やりんご、ぶどう等の着色不良・遅れ、日焼けなど様々な作物において、地球温暖化による影響が顕在化してきており、農林水産省としては、地球温暖化により生じている影響・被害や現在行われている対策の実施状況の把握を行い、早期に対応が可能な適応策の確立・普及に努めるとともに、将来避けられない地球温暖化に対する適応策として、温暖化の影響評価についての調査・研究を進めつつ、高温耐性品種・高温下での生産安定技術の開発・普及を一層推進することとしています。 また、環境省を中心に、2015年夏を目途に政府全体の適応計画を策定・閣議決定するスケジュールで検討が進められており、今後、農林水産省においても国連の政府間パネル(IPCC)や環境省の動きと連携して農林水産業の適応に関する検討を進めることとしています。</p>
2-6	<p>規制改革の要望の中の機能性表示について、効きそうであるとか役立つそうであるとかの観点だけでなく、科学的知見をもって利用されることが非常に重要であると考えますが、見解を伺う。</p>	<p>農林水産物・加工食品の機能性表示の仕組みについては、消費者庁が中心となり検討を行っており、農林水産省としても農林水産物の生産・流通・消費に関する施策を所管する立場から協力しております。 検討に当たっては、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に関して企業が適切なフォローアップを行う制度を検討してまいります。</p>
2-7	<p>食料・農業・農村基本計画では平成32年度の食料自給率の目標がカロリーベースで50%とされている。一方でTPPを推進していくと食料自給率の低下は必ず起こり、矛盾しているのではないかと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>食料の安定供給を将来にわたって確保することは、国民に対する国家の最も重要な責務であり、現行の食料・農業・農村基本計画において、平成32年度にカロリーベースで50%、生産額ベースで70%という食料自給率目標を掲げ、その向上を図っているところです。 TPPによる影響について、農林水産省として、食料自給率がカロリーベースで27%、生産額ベースで55%になるとの試算を行ったが、これは、すべての品目の関税を即時撤廃し、何ら対策を講じないとの極めて単純化された前提で試算したものであり、TPP交渉に当たっては、国会での決議も踏まえ、国益を守り抜くよう、全力を尽くす考えです。 一方、農業従事者の減少・高齢化等が進展する中で、国内農林水産業の活性化を図っていくことは、TPP交渉いかにかわらず、待ったなしの極めて重要な課題であり、引き続き食料自給率の向上に取り組んでまいります。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
2-8	<p>水産業の輸出強化に関して、輸出に向けた指定魚種のアジやサバなどと一緒に、資源管理を徹底しているキンメダイなどの底魚が混獲されてしまうと、島しょの沿岸漁業者は大きな被害を受けてしまう。混獲は島しょ漁業者が非常に不安にしているところであるので、輸出だけでなく沿岸漁業者も守るような配慮を頂きたいが、見解を伺う。</p>	<p>東京都島しょ部周辺海域における大中型まき網漁業については、許可の制限又は条件において、イワシ、アジ、サバ、カツオ及びマグロ以外の水産動物の採捕を目的とした操業を禁止し、キンメダイ等の魚種の混獲が生じないように指導しているところです。</p> <p>水産庁としては、引き続き、漁業関係法令に基づく適正な操業を確保するよう対応してまいります。</p>
2-9	<p>東京の水揚げは30億円程度と小さい漁獲であるが、伊豆・小笠原諸島合わせて10の漁業協同組合がある。平均3億円程度の漁協であるが、そこで全国的・平均的な施策を講じられても活用しにくいところもある。小さな漁村も恩恵を受けるような施策を講じていただきたいが、見解を伺う。</p>	<p>伊豆・小笠原諸島のような離島については、「離島漁業再生支援交付金」により、地域の創意工夫を活かして共同で漁場の生産力向上等に取り組む漁業集落に対し、支援を行っているところ。</p> <p>また、離島を含めた漁業集落・浜ごとに、漁業者や地域の関係者が問題点・課題を把握した上で、水産業を核として地域の活力を再生するための総合的かつ具体的な取組を定めた計画の作成を支援するため、平成25年度補正予算案・26年度当初予算案において、「浜の活力再生プラン」策定推進事業を新規事業として計上したところです。プランを策定した浜には補助事業の優先採択等のメリット措置も盛り込む予定であり、小さな漁村でも積極的にご活用いただければと考えているところです。</p>
2-10	<p>花きや植木などの緑化関係も農地の保全や環境緑化といった大切な役割がある。しかし、それらの数字が農林水産省の基本データや統計には無い。国の農業の考え方に、食料生産分野だけでなく緑化等につながる花きや植木等についても明確に位置付けるとともに、統計としても整理して発表していただきたいと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>『農林水産業・地域の活力創造プラン』においては、新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用について、花きを含む品目別の基本方針を策定し、取組を推進することとしているところ。また、花きを含む国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、販路開拓、花育実践者等の人材育成等を支援していくとしているところです。</p> <p>統計については、「生産農業所得統計」、「花き生産出荷統計」、「花木等生産状況調査」等において、植木を含む花きの作付面積や出荷量、産出額等に関するデータを取りまとめ、公表しています。</p>
2-11	<p>農地の中間管理機構については非常に重要な話であり、都道府県知事が全ての権限を持って指定するとか農地台帳を作るとか、データを公表するとか、いろいろな情報がある。制度の詳細について、伺う。</p>	<p>農地中間管理機構は、農地の所有者と利用者の間に機構が介在し、農地利用の再配分を適切に行うことにより、地域の農地利用を最適な状態にしていくものです。この機構の指定、事業規程の認可、役員を選任・解任等は都道府県知事の認可を要することとしています。また、農地中間管理機構が農地を貸付ける際には、農地利用配分計画を作成し、都道府県知事の認可を経て公告することにより、権利が移転する仕組みとしています。</p> <p>また、農地台帳については、現在農業委員会で作成されていますが、今回この台帳を法定化し、台帳記載事項の一部について農業委員会が電子地図で閲覧できるよう公表することとしたところです。</p> <p>現在、農地中間管理機構や農地台帳も含めた今後の施策の見直しに関する説明会を全国で開催しており、東京都でも2月6日に行うこととしています。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
2-12	<p>予算の最大の目的は、農林水産業者や消費者にいかに使っていただくか、であると考えている。しかし、国からの予算はなかなか事業者に到達していない部分も見られる。予算書を見ても、事業主体に都道府県というのがなかなか無く、都道府県行政の中でも国の事業を積極的に使っていきたいと考えていてもなかなか使えず、都の単独事業をやらざるを得ないということになる。国と都道府県、市町村という自治体等を活用しながら、国の大切な予算を使っていきたいと考えているので、その流すシステムをもう一度国でも考えていただきたいと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>昨年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく具体的施策の着実な実行に向け、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算に所要の予算を計上しているところです。 事業の実行に当たっては、現場へ丁寧周知することはもちろん、意欲的に農林水産業に携わる方々を力強く後押しできるような省を挙げて取り組んでまいります。</p>
3-1	<p>日本型直接支払い制度について、農振農用地限定なのか、東京のような市街化区域内農地も対象なのか、伺う。</p>	<p>日本型直接支払制度のうち、今回新たに創設した「農地維持支払」の対象農用地は、農振農用地区域内の農用地に加えて、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地を対象とすることとしています。なお、その際の具体的な考え方は、現在検討しているところです。</p>
3-2	<p>農地中間管理機構の関係の農地法の一部改正の中で、農地基本台帳の内容を公表するとされている。機構での貸し借りを促進するためと考えるが、市街化区域内農地は農地中間管理事業の対象外地域であり、さら、市街化区域内農地の賃貸借においては紛争が起きている。現段階においても既に農地調停と裁判によって紛争はかなり発生している。 また、国有農地の関係で、今は公表されていない貸主・借主の名前が公表の対象となると解せる。農地法3条の許可等を得て土地の引き渡しがあった場合は、その登記がなくても第三者に対抗できると農地法第16条第1項にあり、一般的に農地の賃貸借は登記され公開することはされておらず、本情報を公開することは、新たな紛争を招くことが懸念される。 これらの件については反対の考えであるが、見解を伺う。</p>	<p>御指摘の懸念事項については、パブコメ(平成25年12月27日～26年1月25日)のほか、農業委員会系統組織からも寄せられており、農水省としても承知しているところです。今後、それらも踏まえて検討し、4月1日の省令施行日を目指して整理したいと考えています。</p>
3-3	<p>農林水産省は日本農業をどうしようと考えているのか。農業の目指す基本的な方向は基本法に書かれており、自給率や農地、農業をどうしていくのか。地産地消といいながら輸出を拡大していくというのは何%を輸出しようとしているのか、それを担うのは誰か、などが見えてこない。見解を伺う。</p>	<p>2-1～2-3に対する見解を参照願います。</p>
3-4	<p>農業者の高齢化に伴い、5年後、10年後の展望を持ちきれないところもある。そのような地域の農家に対する農林水産省の今後の施策展開について、伺う。</p>	<p>2-1～2-3に対する見解を参照願います。</p>

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見の『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況及び農林水産省の見解について

No.	東京都農林水産業・地域の活力創造協議会で出された主な意見	『農林水産業・地域の活力創造プラン』への反映状況・農林水産省の見解
3-5	減反政策廃止の問題もだが、地方の意見が聞かれていない。突然、2,3週間で結論だけが飛び出してきたと受け止められているが、見解を伺う。	<p>今般の施策の見直しについては、昨年2月に、自由民主党内に基本政策検討PTが設置され、自由民主党の公約に基づいて、経営所得安定対策の見直しと多面的機能支払の創設についての検討が開始されました。学識経験者や農業者の方々、都道府県・行政の方々などから数次にわたりヒアリングを行うなど精力的な検討が続けられ、この間これと並行する形で、農林水産省内でも本格的な検討を行ってきました。</p> <p>約1年近く、与党を始めとする関係各所との議論を重ね、経営所得安定対策と米政策の見直し及び多面的機能支払の創設について、昨年11月26日(火)の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、本部決定されたところです。</p> <p>現在、1月上旬から「ブロック別・都道府県別説明会」を実施しているところであり、2月上旬までに全ての都道府県において、合計60回にわたる都道府県別説明会を実施することとしています。引き続き、現場の意見を伺い、農業者の皆様への御理解を得ながら農政改革を着実に進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、「減反廃止」という用語は報道等で多く用いられていますが、今回の米政策の見直しにおいては、これまでは行政が生産数量目標の配分を行ってきたところですが、5年後を目途に、行政による配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、各般の環境整備を進めることとしていることから、「生産調整の見直し」という説明を行ってきたところです。</p>
3-6	地方から出た声をどのように『農林水産業・地域の活力創造プラン(以下、「プラン」という。)]に活かしたのかをプランの中に報告として入れるべきと考えるが、見解を伺う。	<p>「農林水産業・地域の活力創造プラン」の検討過程においては、</p> <p>① 省内の「攻めの農林水産業推進本部」においては、地方農政局等を中心に農林漁業者自身による先進的な取組を「現場の宝」として把握し、これを横展開すべく施策の検討を行うとともに、</p> <p>② 官邸に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」においても、農林漁業者から直接意見を聴く機会を設けるなど、日常的な生産者や関係団体の方々との意見交換も含め、様々な機会を通して把握した現場の意見を十分踏まえながら検討が進められ、12月10日に官邸の本部で取りまとめられたところです。</p> <p>今後、プランで示された方向性を踏まえた具体的な施策を実行していくこととなりますが、引き続き現場の声を聞きながら、現場で実行力のある施策を展開していきたいと考えています。</p>
3-7	プランの発表が一つの区切りであると考えているが、今後、全国の協議会や都道府県の協議会のあり方について、どのように考えているのか、伺う。	<p>農林水産省では、現在、今般の農政改革に関する説明会を全都道府県で開催しているところであり、現場への施策の浸透のため、きめ細やかな対応を心がけているところです。これら説明会を都道府県協議会と合同で開催していただいている県もあり、今後も各都道府県の実状を踏まえながら、関係者一体となって情報を共有するとともに具体的な施策を推進するための枠組みとして、協議会を活用いただければと考えているところです。</p>